保安検査の方法を定める告示の一部を改正する告示

保安検査の方法を定める告示（平成十七年経済産業省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

製造施設	保安検査の方法
一　［略］	一　［略］
二　液化石油ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第六号に掲げる製造施設を除く。）	二　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－２（２０１７）保安検査基準（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。））
三　一般高圧ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第七号に掲げる製造施設を除く。）	三　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－１（２０１７）保安検査基準（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。））
四　コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設（次号から第八号までに掲げる製造施設を除く。）	四　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－３（２０１７）保安検査基準（コンビナート等保安規則関係（スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。））
五　コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設であって、輸入された液化天然ガスを直接受け入れ、当該液化天然ガス又はこれを気化した天然ガスを他の施設に送り出すためのもの（次号又は第七号に掲げる製造施設を除く。）	五　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－７（２０１８）保安検査基準（ＬＮＧ受入基地関係）
六　製造設備が液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第二条第一項第二十号に定める液化石油ガススタンド又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十四号に定める特定液化石油ガススタンドをいう。）である製造施設	六　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－６（２０１７）保安検査基準（液化石油ガススタンド関係）
七　製造設備が天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十三号に定める圧縮天然ガススタンド若しくは同項第	七　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－５（２０１７）保安検査基準（天然ガススタンド関係）

保安検査の方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

改正前

製造施設	保安検査の方法
一　［略］	一　［略］
二　液化石油ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第六号に掲げる製造施設を除く。）	二　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－２（２０１１）保安検査基準（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。））
三　一般高圧ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第七号に掲げる製造施設を除く。）	三　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－１（２０１１）保安検査基準（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。））
四　コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設（次号から第八号までに掲げる製造施設を除く。）	四　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－３（２０１１）保安検査基準（コンビナート等保安規則関係（スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。））
五　コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設であって、輸入された液化天然ガスを直接受け入れ、当該液化天然ガス又はこれを気化した天然ガスを他の施設に送り出すためのもの（次号又は第七号に掲げる製造施設を除く。）	五　高圧ガス保安協会・高圧ガスＬＮＧ協会共同規格ＫＨＫ／ＫＬＫ　Ｓ　０８５０－７（２０１１）保安検査基準（ＬＮＧ受入基地関係）
六　製造設備が液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第二条第一項第二十号に定める液化石油ガススタンド又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十四号に定める特定液化石油ガススタンドをいう。）である製造施設	六　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－６（２０１１）保安検査基準（液化石油ガススタンド関係）
七　製造設備が天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十三号に定める圧縮天然ガススタンド若しくは同項第	七　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－５（２０１１）保安検査基準（天然ガススタンド関係）

保安検査の方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。